

東京都公安委員会告示第 2156 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 26 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 9 月 24 日

4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社 ShinMirai
小西 広理
浦島 弘樹
浦島 弘樹
浦島 弘樹
池口 翔ヘンリ
齊藤 達哉
黒田 一嘉
株式会社 MAMEPAARTY
多田 知恵子

放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-109-260805-203611)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-333-250224-410125)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-260707-406242)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-260716-406244)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-260724-406247)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-436-260730-437053)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-550-260802-205155)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-660-250711-106792)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-660-260807-201299)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-661-260814-201505)
放置違反金の納付命令に關する件	(第 30-890-250702-416090)